

(B) 所得税と住民税

	サンプル数	平均所得	平均負担額	所得シェア	税負担シェア	税負担と所得 シェアの比率
1	1,564	402	65	0.5	0.1	0.25
2	1,564	825	38	1.0	0.1	0.07
3	1,564	1,011	40	1.2	0.2	0.14
4	1,564	1,330	51	1.5	0.5	0.32
5	1,564	1,735	75	2.0	0.9	0.45
6	1,564	2,060	101	2.4	1.2	0.50
7	1,564	2,399	124	2.8	1.5	0.56
8	1,564	2,713	136	3.1	1.7	0.55
9	1,564	3,031	170	3.5	2.1	0.61
10	1,564	3,394	193	3.9	2.5	0.64
11	1,564	3,756	208	4.4	2.8	0.64
12	1,564	4,123	247	4.8	3.2	0.68
13	1,564	4,586	284	5.3	3.8	0.72
14	1,564	5,029	313	5.8	4.1	0.71
15	1,564	5,614	364	6.5	5.0	0.77
16	1,564	6,235	435	7.2	6.0	0.84
17	1,564	7,007	536	8.1	7.5	0.93
18	1,564	7,903	686	9.2	9.8	1.07
19	1,564	9,156	941	10.6	13.5	1.27
20	1,569	13,976	2,317	16.2	33.2	2.05
合計	31,285	4,316	435	100.0	100.0	1.00

(C) 所得税、住民税と社会保険料

	サンプル数	平均所得	平均負担額	所得シェア	税負担シェア	税負担と所得 シェアの比率
1	1,564	402	106	0.5	0.2	0.41
2	1,564	825	106	1.0	0.2	0.22
3	1,564	1,011	117	1.2	0.4	0.32
4	1,564	1,330	156	1.5	0.9	0.61
5	1,564	1,735	229	2.0	1.5	0.76
6	1,564	2,060	278	2.4	1.8	0.77
7	1,564	2,399	323	2.8	2.2	0.79
8	1,564	2,713	373	3.1	2.6	0.82
9	1,564	3,031	409	3.5	2.8	0.80
10	1,564	3,394	492	3.9	3.4	0.87
11	1,564	3,756	531	4.4	3.7	0.86
12	1,564	4,123	605	4.8	4.2	0.87
13	1,564	4,586	673	5.3	4.8	0.90
14	1,564	5,029	721	5.8	5.0	0.86
15	1,564	5,614	862	6.5	6.2	0.95
16	1,564	6,235	965	7.2	6.9	0.95
17	1,564	7,007	1,136	8.1	8.2	1.00
18	1,564	7,903	1,346	9.2	9.8	1.07
19	1,564	9,156	1,684	10.6	12.2	1.15
20	1,569	13,976	3,157	16.2	23.0	1.42
合計	31,285	4,316	800	100.0	100.0	1.00

表7 事業者（自営業者）の税と社会保険料負担の累進性—5分位でみたケース—

所得、負担額 1,000 円

所得と税負担シェア %

(A) 所得税

	サンプル数	平均所得	平均負担額	所得シェア	税負担シェア	税負担と所得 シェアの比率
1	691	494	23	3.0	0.3	0.09
2	691	1,180	53	7.1	1.0	0.14
3	691	2,003	83	12.0	4.3	0.36
4	691	3,423	152	20.6	11.8	0.57
5	694	9,491	867	57.3	82.7	1.44
合計	3,458	3,324	393	100.0	100.0	1.00

(B) 所得税と地方税

	サンプル数	平均所得	平均負担額	所得シェア	税負担シェア	税負担と所得 シェアの比率
1	691	494	29	3.0	0.4	0.14
2	691	1,180	46	7.1	0.9	0.13
3	691	2,003	97	12.0	4.2	0.35
4	691	3,423	205	20.6	11.9	0.58
5	694	9,491	1,314	57.3	82.6	1.44
合計	3,458	3,324	504	100.0	100.0	1.00

(C) 所得税、住民税と社会保険料

	サンプル数	平均所得	平均負担額	所得シェア	税負担シェア	税負担と所得 シェアの比率
1	691	494	159	3.0	2.4	0.81
2	691	1,180	204	7.1	3.3	0.47
3	691	2,003	326	12.0	9.6	0.80
4	691	3,423	518	20.6	19.3	0.94
5	694	9,491	1,722	57.3	65.3	1.14
合計	3,458	3,324	735	100.0	100.0	1.00

表8 所得税の諸控除による課税所得の浸食率—雇用者のケース—

所得 1000 円、浸食率 %

所得クラス	浸食率 = (所得 - 課税所得) / 所得。					
頻度 %						Total
	0.0 to 0.2	0.2 to 0.4	0.4 to 0.6	0.6 to 0.8	0.8+	
0 to 3000	145	501	1343	2995	1455	6439
	0.67	2.32	6.22	13.86	6.73	29.80
	2.25	7.78	20.86	46.51	22.60	
3000 to 5000	209	455	2370	2265	951	6250
	0.97	2.11	10.97	10.48	4.40	28.93
	3.34	7.28	37.92	36.24	15.22	
5000 to 8000	113	522	2380	2169	532	5716
	0.52	2.42	11.01	10.04	2.46	26.45
	1.98	9.13	41.64	37.95	9.31	
8000 to 10000	34	303	1166	439	60	2002
	0.16	1.40	5.40	2.03	0.28	9.27
	1.70	15.13	58.24	21.93	3.00	
10000 to 12000	27	156	346	95	9	633
	0.12	0.72	1.60	0.44	0.04	2.93
	4.27	24.64	54.66	15.01	1.42	
12000 to 15000	27	196	82	14	0	319
	0.12	0.91	0.38	0.06	0.00	1.48
	8.46	61.44	25.71	4.39	0.00	
15000 to 17000	17	60	10	2	0	89
	0.08	0.28	0.05	0.01	0.00	0.41
	19.10	67.42	11.24	2.25	0.00	
17000 to 20000	6	48	4	0	0	58
	0.03	0.22	0.02	0.00	0.00	0.27
	10.34	82.76	6.90	0.00	0.00	
20000 to 25000	22	27	6	1	0	56
	0.10	0.12	0.03	0.00	0.00	0.26
	39.29	48.21	10.71	1.79	0.00	
25000 to 30000	14	6	1	5	0	26
	0.06	0.03	0.00	0.02	0.00	0.12
	53.85	23.08	3.85	19.23	0.00	
more than 30000	5	2	2	8	2	19
	0.02	0.01	0.01	0.04	0.01	0.09
	26.32	10.53	10.53	42.11	10.53	
Total	619 2.86	2276 10.53	7710 35.68	7993 36.99	3009 13.93	21607 100.00

欠損件数 = 9678。

表9 所得税の諸控除による課税所得の浸食率

—事業者（自営業者）のケース—

所得 1000 円、浸食率 %

所得クラス	浸食率 = (所得 - 課税所得) / 所得。						
頻度 %	所得クラス割合						Total
	0.0 to 0.2	0.2 to 0.4	0.4 to 0.6	0.6 to 0.8	0.8+ Total		
0 to 3000	26 1.80 4.48	64 4.44 11.03	136 9.44 23.45	184 12.77 31.72	170 11.80 29.31	580 40.25	
3000 to 5000	33 2.29 7.25	85 5.90 18.68	124 8.61 27.25	121 8.40 26.59	92 6.38 20.22	455 31.58	
5000 to 8000	16 1.11 6.84	74 5.14 31.62	69 4.79 29.49	36 2.50 15.38	39 2.71 16.67	234 16.24	
8000 to 10000	8 0.56 11.27	21 1.46 29.58	25 1.73 35.21	13 0.90 18.31	4 0.28 5.63	71 4.93	
10000 to 12000	5 0.35 22.73	7 0.49 31.82	8 0.56 36.36	1 0.07 4.55	1 0.07 4.55	22 1.53	
12000 to 15000	5 0.35 22.73	8 0.56 36.36	3 0.21 13.64	4 0.28 18.18	2 0.14 9.09	22 1.53	
15000 to 17000	7 0.49 87.50	1 0.07 12.50	0 0.00 0.00	0 0.00 0.00	0 0.00 0.00	8 0.56	
17000 to 20000	5 0.35 41.67	3 0.21 25.00	1 0.07 8.33	2 0.14 16.67	1 0.07 8.33	12 0.83	
20000 to 25000	2 0.14 22.22	2 0.14 22.22	4 0.28 44.44	0 0.00 0.00	1 0.07 11.11	9 0.62	
25000 to 30000	5 0.35 45.45	1 0.07 9.09	1 0.07 9.09	2 0.14 18.18	2 0.14 18.18	11 0.76	
more than 30000	3 0.21 17.65	3 0.21 17.65	1 0.07 5.88	9 0.62 52.94	1 0.07 5.88	17 1.18	
Total	115 7.98	269 18.67	372 25.82	372 25.82	313 21.72	1441 100.00	

欠損件数 = 2017

表 10 控除をカットすることによる税収の所得税の増収率

(A) 雇用者のケース

控除のカット率、%	增收率、%
10	12.6
20	25.8
40	54.6
60	86.2
80	120.6
100	157.5

(B) 自営業者のケース

控除のカット率、%	增收率、%
10	10.0
20	20.5
40	43.1
60	67.8
80	94.9
100	124.1

厚生科学研究費補助金政策科学推進研究事業
「社会保障の改革動向に関する国際共同研究」
共同研究3：「所得分配に関する国際比較研究」

所得税改革のマイクロ・シミュレーション

田近栄治
(一橋大学)

古谷泉生
(一橋大学)

2002年3月31日

1 はじめに

税制改革¹の是非を判断するためには、下記の情報が必要不可欠である。第1に、税制改革が、税収全体に及ぼす効果についての情報が必要である。第2に、税制改革により、誰がどれだけ得して、誰がどれだけ損するかについての情報が必要である。税制調査会は、標準世帯を仮定して、税制改革が与える効果を提示している。

これを給与所得者で夫婦子二人の世帯の税負担で見ると、平成12年の税負担額は、給与収入500万円の場合で税額は11.5万円(13.4万円)、700万円の場合で31.9万円(37.0万円)、1,000万円の場合では85.9万円(98.6万円)となっています(注)。昭和62・63年の抜本的税制改革前の税負担額は、給与収入500万円の場合で39.4万円、700万円の場合で89.0万円、1,000万円の場合では188.7万円でしたから、賃金上昇(昭和61年から平成10年まで約25%)を勘案しても、現在の負担額は大きく軽減されています。(『わが国税制の現状と課題』)

標準世帯を仮定して分析する手法には、以下のような問題点がある。第1の問題点は、標準世帯を設定するには莫大な労力を必要とすることである。

¹このプロジェクトは、国民生活基礎調査の個票データの目的外使用が許可されている。

例えば、所得税負担額を計算するためには、標準世帯の社会保険料を求める必要がある。医療保険だけを考えても、国保、政管健保、組合健保等に分立し、さらに、国保、組合になると、制度内でも保険料が異なっている。それらを考慮に入れて、標準世帯の社会保険料を計算することは、莫大な労力を必要とする。第2の問題点は、標準世帯を仮定して、税制改革が、所得税の税収全体に与える効果を計算することは不可能である。現実の経済は、標準世帯のみにより形成されている訳ではない。多様な世帯により形成されている。多様な世帯を設定することは不可能である。

それに対して、個票データを利用して、政策変更の効果を分析するマイクロ・シミュレーションを利用すれば、上記の問題を簡単に解決することができる。第1に、個票データを利用すれば、各世帯の所得税負担額を簡単に計算することが出来る。例えば、各世帯の社会保険料は、個票データが提示している数値をそのまま利用すればいい。第2に、税制改革がもたらす税収全体に与える効果を簡単に計算することが出来る。

本研究の目的は、以下の通りである。第1に、国民生活基礎調査の個票データを利用して、所得税改革の効果を分析するマイクロ・シミュレーション・モデルである TJMOD(Tax Japan MODel)を作成することである。第2に、TJMOD を利用して、(1) 給与所得控除を実額控除へと変更する (2) 課税単位を世帯に変更する (3) 年金課税を給与所得控除などへと変更する (4) 社会保険料控除に上限を置く、そして、(5) 配偶者特別控除を廃止する税制改革が、所得税の税収全体に与える効果、そして、所得分配に与える効果について分析する。

本研究の分析結果を整理すると以下のようになる。第1に、給与所得控除を実額控除へと変更する税制改革は、所得税の税収全体を 35.8% 増加させる。給与所得控除は、給与収入を得るために必要な経費を補償するために存在する。給与収入を得るために必要な経費は給与収入の 10% を超えることはなく、現行の給与所得控除は過大である。ただし、給与所得控除を実額控除に変更すると、サラリーマンと自営業者との公平性を損なうのではないかと危惧されている。サラリーマンと比較して、自営業者は所得捕捉度が低いと認識されている。サラリーマンに、過大な給与所得控除を与えることにより、所得税負担の公平を維持している。給与所得控除を実額控除に変更すると、サラリーマンと自営業者との所得税負担の不均衡を拡大するという懸念がある。しかし、TJMOD を利用して分析すると、給与所得控除を実額控除に変更した場合には、サラリーマンだけではなく、自営業者の所得税負担も大幅に増加させる。これは、自営業者が、事業により得た収入を事業所得だけではなく、給与所得に振り分けていることに由来する。

第2に、課税単位を世帯に変更する税制改革は、所得税の税収全体を 11.6% 低下させる。この改革は、独身でいるよりも、結婚している方が所得税負担が軽くなるため、結婚への誘因となる。ただし、この改革は、少子化対策と

しては有効な政策ではない。この改革により恩恵を受けるのは、高所得であり、そして、夫婦間の所得格差が大きい夫婦である。つまり、この改革により恩恵を受けるのは、新たに子供を生む可能性の低い高齢者層、中年層の夫婦であり、新たに子供を生む可能性の高い若年層の夫婦は殆ど恩恵を受けない。故に、課税単位として世帯を採用する税制改革は、結婚への誘因にはなるが、少子化対策としては有効ではない。

第3に、年金所得控除を給与所得控除などに変更する税制改革は、所得税の税収全体を4.3%増加させる。この改革は、現行税制における非年金受給世帯と年金受給世帯に存在する所得税負担の不均衡を大幅に減少させる。それに対して、年金所得控除を廃止する税制改革は、所得税の税収全体を10%増加させる。この改革を採用した場合には、年金受給世帯の所得税負担が、非年金受給世帯の所得税負担を上回る。

第4に、社会保険料控除を廃止する税制改革は、所得税の税収全体を15.9%増加させる。この改革は、高所得者層、低所得者層とともに、所得税の負担を大幅に増加させる。それに対して、社会保険料控除の上限を50万円とする税制改革は、所得税の税収全体を4.1%増加させる。低所得者層には影響はなく、高所得者層のみが負担増となる。

第5に、配偶者特別控除の廃止は、所得税の税収全体を4.5%増加させる。配偶者控除、配偶者特別控除は、配偶者のある女性の労働供給に歪みをもたらしている。例えば、配偶者のある女性の給与収入が103万円を超えると、その女性の配偶者は配偶者控除を受けられなくなる。そのため、配偶者のある女性は、配偶者控除を維持するために、103万円を超えて働くとしている。この現象は「103万円の壁」と呼ばれている。このため、女性の労働供給の歪みを解消するために、配偶者控除、配偶者特別控除を廃止すべきであると指摘されている。しかし、TJMODによる分析によると、配偶者特別控除の廃止は、配偶者のある女性のいる世帯における妻の給与収入の限界税率を低下させるが、大きく低下させるわけではない。配偶者のある女性の労働供給の歪みを解消するためには、所得税だけでなく、社会保険料等の他の諸制度の改革が必要である。

本研究の構成は以下の通りである。2節では、マイクロ・シミュレーションに関する先行研究について紹介する。3節では、国民生活基礎調査の個票データを利用して、独自に作成したマイクロ・シミュレーション・モデルであるTJMOD(Tax Japan MODel)を提示する。4節では、所得税改革の効果を分析する前に、TJMOD自体の精度を検証するための分析をおこなう。5節では、TJMODを利用して、所得税改革(給与所得控除の実額控除、配偶者特別控除の廃止等)の所得税の税収全体に与える効果、所得分配に与える効果について分析する。6節は、まとめである。

2 先行研究

ここでは、個票データを利用して作成されるシミュレーション・モデルであるマイクロ・シミュレーション・モデルを利用した先行研究について紹介する。Atkinson et al(1999)は、65歳以上であれば、無条件に受け取ることが出来る年金であるEMP(European Minimum Pension)の導入によるフランス、西ドイツ、アイルランド、イタリア、そして、英国の5ヶ国の老人の貧困に与える効果について、マイクロ・シミュレーション・モデルを利用して分析している。具体的には、65歳以上の老人が、5分位に分けた所得階層の中で、最貧困層に含まれる比率について、EMP導入前とEMP導入後について比較している。例えば、英国の導入前の比率は48.6%、導入後の比率は45%へと減少する。

Immervoll(2000)は、マイクロ・シミュレーション・モデルを利用して、英國、オランダ、アイルランド、そして、フィンランドの4ヶ国において、7%のインフレのとき、各労働者の限界所得税率、平均所得税率に与える効果について分析している。英國の労働者の中で、限界税率に影響があるのは14%にしかすぎない。それに対して、フィンランドは34.6%、アイルランドは35.7%、そして、オランダは34.2%の労働者の限界税率に影響を与える。これは、英國の税率構造が、他の国と比較して、単純なことに由来する。

Immervoll et al.(2000)は、マイクロ・シミュレーション・モデルを利用して、オランダ、英國の互いの児童政策を交換した場合の児童貧困率に与える効果について分析している。オランダにおいて、英國の児童政策を採用したとき、児童貧困率は変化しない。それに対して、英國において、オランダの児童政策を採用したとき、児童貧困率は大幅に減少する。現状の児童貧困政策を維持した場合の児童貧困率は29.5%であり、それに対して、オランダの児童政策を採用した場合の児童貧困率は20.3%へと大幅に減少する。

Sutherland(2001c)は、マイクロ・シミュレーション・モデルを利用して、CTC (Children's Tax Credit) の恩恵が、中堅所得層に集中し、低所得者層が恩恵を受けることはないことを示すと同時に、CTCを廃止して、CB (Children's Benefit) を導入したときの効果について分析している。CBの導入は、低所得者層に大きな便益をもたらす。例えば、10分位の第1階層の便益は、1ポンド弱から5ポンド（週当たり）へと大きく上昇する。この差は、控除の恩恵を受けるためには、支払うべき課税額が必要であることに由来する。

Sutherland(2001a)は、マイクロ・シミュレーション・モデルを利用して、NMW(National Minimum Wage)の導入の英國の貧困率に与える効果について分析している。1997年保守党政権の政策を維持した場合の貧困率は18.6%であるのに対して、NMWを含む労働党政権の政策を採用した場合には、貧困率は14.4%へと大幅に減少する。ただし、NMWの及ぼす効果は大きくなない。これは、NMW以外の分配政策の便益が、貧困層に集中しているのに対して、NMWの便益が、貧困層、中堅所得層に広く分配されていることに由

表 1: 所得の種類

所得税法	国民生活基礎調査	考慮
(S1)(S2) 利子配当所得	(K7) 利子・配当金	考慮する
(S3) 不動産所得	(K6) 家賃・地代の所得	考慮する
(S4) 事業所得	(K2) 事業所得 (K3) 農耕・畜産所得	考慮する
(S5) 紙与所得	(K1) 雇用者所得	考慮する
(S6) 雜所得	(K5) 公的年金・恩給	考慮する
(S7) 退職所得		考慮せず
(S8) 山林所得		考慮せず
(S9) 一時所得		考慮せず
(S10) 譲渡所得		考慮せず
	(K4) 家内労働所得	考慮せず
	(K8) 公的年金・恩給以外の社会保障	考慮せず
	(K9) 仕送り	考慮せず
	(K10) その他の所得	考慮せず

来する。

Sutherland(2001b)は、各国（デンマーク、フランス、スペイン、そして、英國）の児童貧困対策の児童貧困に与える効果について、マイクロ・シミュレーション・モデルを利用して分析する。児童貧困対策の支出を比例的に増加させたときに、児童貧困率に与える効果について分析すると、デンマーク、フランス、スペインが支出を増加させても、貧困率は小幅にしか減少しないのに対して、英國の児童貧困対策は、児童貧困率が大幅に減少させる。

3 モデル

ここでは、平成 10 年度国民生活基礎調査の個票データを利用して作成したマイクロ・シミュレーション・モデルである TJMOD(Tax Japan MODel) の所得税額の理論値を計算する方法を提示する。

3.1 所得の種類

所得税法は、所得を (S1) 利子所得 (S2) 配当所得 (S3) 不動産所得 (S4) 事業所得 (S5) 紙与所得 (S6) 雜所得 (S7) 退職所得 (S8) 山林所得 (S9) 一時所得 (S10) 譲渡所得の 10 種に分けています。それに対して、国民生活基礎調査は、所得を (K1) 雇用者所得 (K2) 事業所得 (K3) 農耕・畜産所得 (K4) 家内労働

表 2: 所得控除

所得控除	必要な情報	考慮
(1) 雜損控除		考慮せず
(2) 医療控除	医療費	考慮せず
(3) 社会保険料控除	社会保険料	考慮する
(4) 小規模企業共済等掛金控除	小規模企業共済	考慮せず
(5) 生命保険料控除	生命保険料	考慮せず
(6) 損害保険料控除	損害保険料	考慮せず
(7) 寄付金控除	寄付金	考慮せず
(8) 障害者控除	障害状況	考慮せず
(9) 老年者控除	年齢、本人所得	考慮する
(10) 寡婦控除		考慮せず
(11) 勤労学生控除		考慮せず
(12) 配偶者控除	配偶者所得	考慮する
(13) 配偶者特別控除	本人所得、配偶者所得	考慮する
(14) 扶養控除	家族の年齢、家族の所得	考慮する
(15) 基礎控除		考慮する

所得 (K5) 公的年金・恩給 (K6) 家賃・地代の所得 (K7) 利子・配当金 (K8) 公的年金・恩給以外の社会 (K9) 仕送り (K10) その他の所得の 10 種に分けている。両者には、完全な対応関係はない。所得税法上の (S1) 利子所得、(S2) 配当所得は (K7) 利子・配当金、(S3) 不動産所得は (K6) 家賃・地代の所得、(S4) 事業所得は (K2) 事業所得、(K3) 農耕・畜産所得、(S5) 給与所得は (K1) 雇用者所得、そして、(S6) 雜所得は (K5) 公的年金・恩給と仮定する。(S7) 退職所得、(S8) 山林所得、(S9) 一時所得、(S10) 讓渡所得は考慮せず、そして、(K4) 家内労働所得、(K8) 公的年金・恩給以外の社会保障、(K9) 仕送り、(K10) その他の所得は無視する。

3.2 所得控除

所得税法は、15 種の所得控除を認めている。(1) 雜損控除 (2) 医療控除 (3) 社会保険料控除 (4) 小規模企業共済等掛金控除 (5) 生命保険料控除 (6) 損害保険料控除 (7) 寄付金控除 (8) 障害者控除 (9) 老年者控除 (10) 寡婦控除 (11) 勤労学生控除 (12) 配偶者控除 (13) 配偶者特別控除 (14) 扶養控除 (15) 基礎控除がある。

(3) 社会保険料控除 (9) 老年者控除 (12) 配偶者控除 (13) 配偶者特別控除 (14) 扶養控除 (15) 基礎控除には、国民生活基礎調査に算出に必要なデータが

るので考慮する。それに対して、(1) 雜損控除 (2) 医療控除、(4) 小規模企業共済等掛金控除 (5) 生命保険料控除 (6) 損害保険料控除 (7) 寄付金控除 (8) 障害者控除 (10) 寡婦控除には、国民生活基礎調査に算出に必要なデータがないので無視することにする。

3.3 所得税の計算

サラリーマンの所得税額は、以下のプロセスで計算する。

$$(1) \text{所得} = (K1) \text{雇用者所得} - \text{給与所得控除} \quad (1)$$

$$(2) \text{課税所得金額} = (1) \text{所得} - \text{所得控除} \quad (2)$$

$$(3) \text{所得税額} = \text{税率} * (2) \text{課税所得金額} - \text{控除額} \quad (3)$$

自営業者の所得は、以下の式により計算し、サラリーマンと同様に、(2)(3)のプロセスで所得税額を計算する。

$$(1) \text{所得} = (K2) \text{事業所得} - \text{青色申告控除}^2 \quad (4)$$

3.4 具体例

夫(49歳)、妻(38歳)、子供(10歳)の3人家族を例として、理論所得税額を計算する方法について説明する。夫以外に所得はなく、夫の所得は雇用者所得 1534万円のみであり、社会保険料は90万円と仮定する。(1)雇用者所得(1534万円)から給与所得控除(246万円)を差し引くと、所得は1288万円となる。(2)基礎控除(38万円)、社会保険料控除(90万円)、妻には所得がないので配偶者控除(38万円)を受けられるが、所得合計が1000万円を超えるので配偶者特別控除は受けられない。子供は10歳なので、扶養控除は38万円となる。(3)所得から所得控除を差し引くと、課税所得金額は1084万円となり、そして、理論的課税額は202万円となる。

4 基本的分析

ここでは、平成10年度国民生活基礎調査を利用して作成したマイクロ・シミュレーション・モデルである TJMOD(Tax Japan MODel)を利用して、税制改革の所得税の税収全体にもたらす効果、そして、所得分配に与える効果について分析する前に、TJMODが、現実を説明する力をどれだけもつてい

²白色申告控除の可能性もあるが、青色申告控除と仮定する。

表 3: 3人家族の具体例

	夫 49歳	妻 38歳	子供 10歳
総所得	1534	0	0
雇用者所得	1534		
給与所得控除	246		
基礎控除	38		
社会保険料控除	90		
扶養控除	38		
配偶者控除	38		
配偶者特別控除	0		
課税所得金額	1084		
理論的課税額	202		

出所 筆者計算 (単位は万円)

表 4: 納税世帯

	非納税世帯	納税世帯	合計
理論非納税世帯	23.13	6.41	29.54
理論納税世帯	5.81	64.63	70.44
合計	28.94	71.04	99.98

出所 筆者計算 (単位は %)

るのかについて検証する。表 4 は、平成 10 年度国民生活基礎調査の所得税の納税世帯と TJMOD の理論的納税世帯の関係を示したものである。納税世帯は、平成 10 年度国民生活基礎調査、TJMOD による理論値とともに、だいたい 70% であるが、国民生活基礎調査では納税世帯ではあるが、TJMOD の理論的非納税世帯である世帯が 6.41% 存在し、さらに、国民生活基礎調査では非納税世帯ではあるが、TJMOD の理論的納税世帯である世帯が 5.81% 存在する。表 5 は、平成 10 年度国民生活基礎調査の所得税納税世帯の所得税納税額と TJMOD の理論的納税額を比較したものである。13.47% の納税世帯において、TJMOD の理論値は、国民生活基礎調査の申告額の 2 倍を上回り、そして、18.83% の納税世帯において、TJMOD の理論値は、国民生活基礎調査の申告額の半額を下回る。TJMOD の説明力には、一定の留保が必要であることが分かる。

表 5: 所得税の申告額と理論値

理論値 > 0*	90.97
> 0.25	87.89
> 0.5	81.17
> 1	53.64
> 1.5	22.63
> 2	13.47

出所 筆者計算 (単位は %)

表 6: 所得階層別所得税申告額と理論値

所得階層	国民生活基礎調査	TJMOD
1	0.9	0.2
2	1.7	0.8
3	2	1.5
4	2.4	2.1
5	2.9	2.7
6	3.3	3.4
7	3.8	4.1
8	4.3	4.8
9	5.1	5.7
10	8.2	11.8

出所 筆者計算 (単位は %)

表 6 は、調整済可処分所得³階層別所得税負担の平成 10 年度国民生活基礎調査の申告額と TJMOD の理論値を比較したものである。ここでは、所得税負担を各所得階層の所得税額を各所得階層の総所得で割ったものと定義する。表 7 は、単独世帯、夫婦のみ世帯、そして、夫婦と未婚の子供のみの世帯の調整済可処分所得階層別所得税負担の TJMOD の理論値を示したものである。括弧内は、平成 10 年度国民生活基礎調査の申告額を示したものである。表 8 は、被用者、自営業者の調整済可処分所得階層別所得税負担の TJMOD の理論値を示したものである。括弧内は、平成 10 年度国民生活基礎調査の申告額を示したものである。第 10 分位を除けば、国民生活基礎調査の申告額と TJMOD の理論値のずれはあまり大きくないが、第 10 分位には大きなずれが存在する。

³調整済可処分所得 = $\frac{\text{世帯可処分所得}}{\sqrt{\text{世帯人員数}}}$

表 7: 世帯類型別所得税負担額

所得階層	単独世帯	夫婦のみ	夫婦と未婚の子供のみ
1	0.1 (0.3)	0 (0.8)	0.2 (1.6)
2	0.7 (1.1)	0.3 (0.9)	0.7 (2.6)
3	1.6 (1.6)	0.6 (1.1)	1.6 (2.5)
4	2.3 (2.2)	1 (1.7)	2.3 (2.9)
5	3.1 (3.4)	1.5 (2.1)	3.1 (3.5)
6	3.7 (4.1)	2.2 (2.7)	3.6 (3.7)
7	4.5 (4.2)	3 (3.4)	4.5 (4.3)
8	5 (4.6)	3.9 (4.1)	5.3 (4.9)
9	6 (5)	5.4 (5.2)	6.2 (5.8)
10	11 (7.9)	12 (8.9)	12.2 (8.7)

出所 筆者計算 (単位は %)

5 分析

ここでは、前節で提示した平成 10 年国民生活基礎調査の個票データを利用して作成したマイクロ・シミュレーション・モデルである TJMOD(Tax Japan MODel) を利用して、(1) 給与所得控除を実額控除に変更する税制改革、(2) 課税単位を個人から世帯に変更する税制改革、(3) 年金課税を給与所得控除並みに変更する税制改革、(4) 社会保険料控除の控除に上限を設ける税制改革、そして、(5) 配偶者特別控除を廃止する税制改革の 5 つの税制改革の所得税の税収全体にもたらす効果、そして、所得分配にもたらす効果について分析する。

5.1 給与所得控除

給与所得は、給与収入の金額から、その収入金額に応じて算定される給与所得控除の額を差し引いて算出されます。給与所得控除の趣旨について考えると、まず、給与所得者が給与収入を得るために何らかの経費を要すると考えられ、少なくともこれについて収入金額から差し引く必要があります。

こうした観点から主要国を見ると、アメリカ、ドイツ、フランスでは給与所得者について必要経費の概算控除が設けられているとともに、これに代えて実額による控除が認められています。実額控除の対象となる経費については、旅費、制服などの勤務に直接必要と考えられる一定の範囲の支出に限って認められています。

表 8: 世帯業態別所得税負担額

所得階層	被用者	自営業者
1	0.4 (1.4)	0.3 (1.4)
2	1 (2.5)	1.3 (1.8)
3	1.8 (2.6)	1.9 (1.9)
4	2.5 (2.8)	2.6 (2.8)
5	3 (3.3)	3.2 (3)
6	3.6 (3.5)	3.8 (3.3)
7	4.3 (4)	4.2 (3.7)
8	4.9 (4.5)	4.8 (3.9)
9	5.8 (5.3)	6.3 (5)
10	10.5 (7.9)	16 (9.3)

出所 筆者計算 (単位は %)

す。なお、各国とも通常の生活上の支出の控除が認められないのは言うまでもありません。

わが国の給与所得者が収入を得るために必要とする勤務費用が実際にどの程度になるのか把握するために、家計調査により、主要国で給与所得者に認められている勤務費用に相当する支出を含め、給与所得者の必要経費ではないかと言われるものを広めに拾い出してみると、その金額は平均で年間 50 万円程度になり、年間収入 (674 万円) の 1 割弱程度という試算が得られます。これに対して、給与収入に応じた給与所得控除額は給与収入 500 万円の場合 154 万円、700 万円の場合 190 万円などとなっています。また、マクロ的に給与所得控除の水準を見ると、給与収入総額の 3 割程度が控除されています (平成 12 年度予算ベースで給与総額 228.4 兆円に対して、給与所得控除総額は 64.2 兆円)。このように、現行の給与所得控除の水準は、給与所得者の必要経費に関する概算的な控除としては相当手厚いものとなっていることが分かります。(『わが国税制の現状と課題』)

EUROMOD Country Report を参考にして、イギリス、フランス、オランダ、オーストリア、そして、アイルランドの給与所得控除制度について紹介する。イギリスでは、給与収入に対する控除は認められない。フランスでは、給与収入に対する控除として、約 7.7 万 Franc を上限として、給与収入の 10% を控除することが認められ、さらに、稼得課税所得に対する控除として、約 14 万 Franc を上限として、稼得課税所得の 20% の控除が認められている。オランダでは、月当たり 21 ギルダーを下限とし、259 ギルダーを上限

表 9: 給与所得控除

所得階層	全世帯	被用者世帯	自営業者
1	0.8 (0.2)	1.6 (0.4)	0.8 (0.3)
2	2.1 (0.8)	3.2 (1)	2.2 (1.3)
3	3 (1.5)	4.2 (1.8)	3.1 (1.9)
4	3.9 (2.1)	4.8 (2.5)	3.9 (2.6)
5	4.6 (2.7)	5.3 (3)	4.5 (3.2)
6	5.6 (3.4)	6.2 (3.6)	5.2 (3.8)
7	6.6 (4.1)	7.1 (4.3)	5.8 (4.2)
8	7.3 (4.8)	7.7 (4.9)	6.6 (4.8)
9	8.4 (5.7)	8.6 (5.8)	8.2 (6.3)
10	13.9 (11.8)	12.9 (10.5)	17.5 (16)

出所 筆者計算 (単位は %)

として、給与収入の 12% に対する控除が認められている。オーストリアでは、定額で 1800 シリング、そして、給与収入 4 万シリングまで、給与収入の 25% に対する控除が認められている。アイルランドでは、定額で 800 ポンドの給与所得控除が認められている。そして、日本でも、給与収入に対して所得控除が認められている。実費での控除も認められているが、一般的には、給与収入に関する関数と考えていい。例えば、100 万円の給与収入には、65 万円の給与所得控除が認められ、そして、200 万円の給与収入には、78 万円の給与所得控除が認められている。

税制調査会は、現在の給与所得控除は過大であると指摘している。給与所得控除控除は、給与収入を得るために一定の経費が必要であり、その経費を補償するために存在する。例えば、会社へ行くためには交通費が必要であり、社会人として信用される身なりをするためには服飾費が必要であり、そして、技能を身に付けるためには書籍等を購入する必要がある。ただし、税制調査会は、給与収入を得るための必要経費は収入の 1 割弱であり、現在の給与所得控除は必要経費と比較して過大であると指摘している。

ただし、給与所得控除を必要経費の実額控除に変更すると、サラリーマンと自営業者の所得税負担の不均衡が拡大するという懸念がある。サラリーマンの所得捕捉度は高く、自営業者の所得捕捉度は低いと認識されている。サラリーマンに対して、給与所得控除によるハンディを付ける事により、サラリーマンと自営業者の所得税負担の不均衡を是正している。つまり、給与所得控除の実額控除への変更は、サラリーマンと自営業者の所得税負担の不均衡を拡大するという懸念が持たれている。

表 10: 課税単位

年齢階層	現行税制	世帯単位
16 歳以上 20 歳以下	1.7	2.4
21 歳以上 25 歳以下	3	3.3
26 歳以上 30 歳以下	4.5	4.4
31 歳以上 35 歳以下	4.6	4.2
36 歳以上 40 歳以下	5	4.5
41 歳以上 45 歳以下	5.8	4.9
46 歳以上 50 歳以下	6.8	6
51 歳以上 55 歳以下	7.3	6.4
56 歳以上 60 歳以下	6.5	5.6
61 歳以上 65 歳以下	5.4	4.3
66 歳以上 70 歳以下	4.9	3.6
71 歳以上 75 歳以下	4.1	2.6
76 歳以上 80 歳以下	5.8	4

出所 筆者計算 (単位は %)

TJMOD を利用して、給与所得控除を実額控除に変更した場合の所得税の税収全体に与える効果、そして、所得分配に与える効果について分析する。ここでは、必要経費を給与収入の 8% と仮定する。表 9 は、給与所得控除を実額控除に変更した場合の全世帯、被用者、そして、自営業者の所得階層別所得税負担を示したものである。括弧内は、現行税制の所得税負担を示したものである。分析の結果を整理すると、以下のようになる。第 1 に、給与所得控除の実額控除に変更すると、所得税の税収全体を 37.4% と大きく増加させる。第 2 に、給与所得控除を実額控除に変更すると、中堅所得層の所得税負担が大幅に増加する。例えば、第 6 分位の所得階層の所得税負担は 3.4% から 5.6% に増加する。第 3 に、給与所得控除を実額控除へと変更すると、被用者だけでなく、自営業者の所得税負担も大幅に増加する。これは、自営業者が、事業から得た収入を事業所得として申告するのではなく、給与に振り分けていることに由来する。給与所得控除の実額控除への変更が、被用者と自営業者の所得税負担の不均衡を拡大させるという懸念は杞憂である。

5.2 課税単位

課税単位に関して、二分二乗方式など世帯単位課税（合算分割制）を採用してはどうかという指摘が見られます。各国における課税単位のあり方を見ると、民法上の夫婦の財産制度といった関

連する社会制度などの違いにより、必ずしも国際的に一様ではなく、主要国でも歴史を反映して様々です。しかし、イギリス、北欧において世帯単位課税から個人単位課税へ移行しているなど、OECD諸国全体では29カ国中25カ国で個人単位が採られており、世界的には個人単位課税が主流です。個人が一定の所得を稼得する場合、通常その所得はその個人に帰属することから、所得が帰属する個人に税負担を求めるのが適当です。また、二分二乗方式を採用した場合には、適用される累進税率が平均化するために、独身者世帯に比べて夫婦者世帯が有利になること、共稼ぎ世帯に比べて片稼ぎ世帯が有利になること、高額所得者に税制上大きな利益を与える結果となることなどの問題点が考えられます。このようなことから、課税単位については引き続き個人単位とすることが適当と考えます。（『わが国税制の現状と課題』）

EUROMOD Country Report を参考にして、イギリス、フランス、オランダ、スペイン、そして、アイルランドの課税単位について紹介する。イギリスでは、課税単位として、個人を採用している。フランスでは、課税単位として、世帯を採用している。オランダでは、課税単位として、個人を採用している。スペインでは、課税単位として、個人、世帯とともに選択可能である。アイルランドでは、課税単位として、世帯を採用している。そして、日本では、課税単位として、個人を採用している。

ここでは、少子化対策として、課税単位を個人から世帯に変更することが有効であるのかについて検討する。課税単位を世帯へと変更することは、結婚への誘因となる。何故ならば、独身でいるよりも、結婚した方が所得税の負担が減るからである。ただし、課税単位を世帯に変更することは、結婚への誘因にはなるが、少子化対策としては有効ではない。何故ならば、この改革により、大きな利益を得るのは、夫婦間の所得格差が大きく、かつ、高所得者層の夫婦である。つまり、大きな利益を得るのは、新たに子供を生む可能性の高い若い夫婦ではなく、新たに子供を生む可能性の少ない中年世代の夫婦である。課税単位として、世帯を採用する税制改革は、結婚への誘因となるが、少子化対策としては有効ではない。

TJMOD を利用して、課税単位として世帯を採用した場合の所得税の税収全体に与える効果、そして、所得分配に与える効果について分析する。表10は、現行税制と課税単位を世帯に変更した場合の配偶者がある女性のいる世帯の妻の年齢階層別所得税負担を比較したものである。分析結果を整理すると、以下のようになる。第1に、課税単位を世帯に変更は、所得税の税収全体を11.6% 低下させる。第2に、課税単位を世帯に変更は、高年齢層の所得税負担を大幅に減少させる。例えば、現行税制の56歳から60歳の年齢階層の所得税負担は6.5% であるのに対して、世帯に変更した場合の所得税負担